

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第 49 条第 1 号の規定による第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外の認定に関する要領

(目的)

第 1 この要領は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則(平成 26 年経済産業省・環境省令第 7 号。以下「施行規則」という。)第 49 条第 1 号の規定による第一種フロン類充填回収業者が引渡したフロン類を、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に確実に引渡す者として知事が認める者(以下「認定事業者」という。)の認定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(認定の申請)

第 2 認定事業者の認定を受けようとする者は、その認定を受けようとする事業所ごとに、フロン類引渡し特別認定申請書(様式第 1 号)により知事に申請するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者の住民票の写し(法人の場合にあっては、登記簿の謄本)
- (2) 引き取ったフロン類の管理・運搬・記録方法等事業計画の概要を記載した書類(様式第 2 号)
- (3) 事業所の平面図(フロン類の貯蔵施設、取扱設備等の配置が示されているもの)
- (4) フロン類取扱設備の概要
- (5) 高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)第 5 条第 1 項の許可を受けていること又は同条第 2 項の届出を行っていることを証する書類
- (6) 高圧ガス保安法第 20 条の 4 の届出を行っていることを証する書類
- (7) 第 3 第 1 項第 4 号に掲げる者が、当該知識及び経験を有することを証する書類
- (8) 申請者が、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成 13 年法律第 64 号。以下「法」という。)第 29 条第 1 項に該当しないことを示す書類
- (9) その他知事が必要と認めるもの

(認定基準)

第 3 知事は、認定事業者の認定を受けようとする者から、第 2 第 1 項の規定による申請があった場合において、当該申請内容が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定事業者として認定するものとする。

- (1) フロン類の引取りについて必要な施設及び設備を有していること。
- (2) フロン類の集積保管施設が十分な広さを有していること。
- (3) 事業所におけるフロン類の管理責任者が常駐すること。
- (4) フロン類及びフロン類の充填及び回収方法について十分な知識及び経験を有する者が常駐すること。
- (5) フロン類の引取り又は引渡し等について適切に管理及び記録できる体制が整備されていること。
- (6) 申請者及び役員が法第 29 条第 1 項のいずれにも該当しないこと。

2 知事は、前項の規定による認定をした場合は、申請者に対し認定に係る通知書を送付するものとする。

(変更の届出)

第 4 認定事業者は、第 2 第 2 項に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、その変更内容を明らかにする書類を添えて、フロン類引渡し特別認定変更届(様式第 3 号)により、遅滞なく知事に届け出るものとする。

(廃業の届出)

第 5 認定事業者は、認定に係る事業の全部又は一部を廃止したときは、フロン類引渡し特別認定廃止届(様式第 4 号)により、遅滞なく知事に届け出るものとする。

(フロン類の運搬等)

第 6 認定事業者は、フロン類の第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者への引渡しに当たっては、施行規則第 50 条の基準に従ってフロン類を運搬するものとする。

2 認定事業者は、フロン類の引取り又は引渡しを行うごとに、遅滞なく、施行規則第 49 条第 1 号ロ(1)から(4)までに記載されている事項について記録を作成し、認定に係る事業所に、当該記録をその作成日から 5 年間保存するものとする。

3 第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類充填回収業者から、これらの者に係る前項の規定により作成した記録を閲覧したい旨の申出があったときは、正当な理由がない限り、その申出に応

じるものとする。

- 4 認定事業者は、当該年度の引取量、当該年度当初における保管量、第一種フロン類再生業者への引渡し量、フロン類破壊業者への引渡し量、当該年度末における保管量等について、フロン類引渡し特別認定報告書（様式第5号）により、当該年度終了後45日以内に知事に報告するものとする。

（認定の取消し）

- 第7 知事は、認定事業者が、第3第1項各号に掲げる基準に適合しなくなったとき又は第6第1項の規定に違反したときは、第2第1項の申請に基づく認定を取り消すことがある。

（その他）

- 第8 知事は、この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要領は、平成16年10月21日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前にフロン類引渡し特別認定業者の認定を受けている者は、改正後の要領に基づく認定を受けたものとみなす。
- 3 第6第2項の規定は、平成28年度以降に行う同項に規定する報告について適用し、平成27年度に行う報告については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月31日から施行する。